

発 明 文 化 論

〈第 53 回〉

丸山 亮

命 名 権

財政難を抱える大阪府の泉佐野市が、市の名前を企業名や商品名にすることを許すかわりに広告料を取る、命名権売却のアイデアを打ち出した。これに対して大阪市の橋本市長は面白いと賛意を寄せる一方、川端総務相は短期間で市名が頻繁に変わることに懸念を表明している。こうした発想は、どうも関西から出やすいようだ。以前、プロ野球の大阪近鉄バファローズが同じように命名権ビジネスを試みたが、球界やファンの猛反対で実現しなかったことが思い起こされる。

命名権の売買というビジネス・モデルは、それに少し先だってアメリカで生まれた。いずれ日本にも及ぶだろうと思っていたら、案の定、追隨する動きが現れた。劇場や美術館など、半公共の施設がいつの間にか企業名の冠を頂くようになる。千葉県の鎌ヶ谷市も、市内の体育施設の命名権を年額 700 万円以上に設定し、希望団体を公募中だ。収入は施設の維持管理に充てるといふ。自己の支配下にある人も不動産も、あるいは地名までも、どのように命名しようと勝手だという理屈もありそうだが、公共財としての名称には知的財産的な価値に付随して、品格や名誉など別の価値があるから、安易な命名には、まったをかけざるを得ない。

最近のこうした話題をいくつか拾ってみよう。イーストマン・コダックは先ごろ破産し経営再建中だが、不採算部門の見直しが進むなか、米アカデミー賞の授賞式会場で知られるハリウッドの「コダックシアター」の名前も消えようとしている。コダックは 2000 年に約 58 億円で命名権を手に入れたものの、その維持費が毎年 3 億円近くかかるため、放棄することになるようだ。

宇宙を 7 年間飛行し、地球に帰ってきた探査機「はやぶさ」は、小惑星イトカワの岩石サンプルを採取していた。その微粒子には、分析時にちょうど発生した大震災を契機に、イシノマキ、オナガワ、ケセンヌマなど、被災地の名前が一時、付けられていたという。ところが論文に接した海外の研究者から名前が長くて区別しにくいとの苦情が分析の責任者、中村智樹東北大学教授のもとに寄せられたため、結局、通常の通し番号で米科学誌サイエンスに掲載された。彗星や動植物の新種発見の場合と違って、宇宙の微粒子への命名を外国のアカデミズムに認知させるのは容易でなかったということだろう。

尖閣諸島の命名をめぐるのは、日中間の政治問題と化してしまった。日本政府が 3 月 2 日、首相官邸ホームページの中にある総合政策本部のページで尖閣諸島を含む無人島に北西小島、北小島、北東小島などの名を付けたことを発表すると、翌日、中国政府はすかさず国家海洋局のサイトでこれらの島への別の命名を発表した。尖閣諸島の帰属をめぐるのは日中間に争いがあり、命名権自体がどちらにあるかもあいまいだ。こうしたとき一方が自国の流儀で命名すれば、他国がやり返すという事態になる。

尖閣は命名権の争いとどまらず、商標権をめぐる争いも呼んだ。佐渡市尖閣湾、尖閣諸島とその周辺で獲れるかつお、まぐろ、あかまらなどの魚に対して、尖閣の 2 字を波のような図案に配した商標が登録されたことに、権利者以外の水産業への影響を心配する声が上がっている。地名は原則として単独では商標の対象にはならないが、図形などと組み合わせたり、地域名と産品を合わせて地域団体商標とすると登録の可能性がある。尖閣の商標登録は違法でなくても地名を独占的に使用するという誤解を招き、周囲が敏感に反応した。

日本は古来、ことだまの力を信じてきた国だ。やはり命名という行為には、よほどの慎重さがあることを知るべきであろう。

(まるやま りょう 共生国際特許事務弁理士)